

論点整理に向けて（これまで頂いた主な意見）

1. 環境・景観への配慮

- ・道路の環境的な側面が大事だと認識されていたにも関わらず、道路法の目的規定は手つかずとなっており、道路機能を活性化させる意味でも目的規定を変えるべき。
- ・都市内の公共空間の大半が道路であり、都市空間のアメニティ性を高めるために道路が大きな役割を果たす。ただ道路を造れば良いというわけではなく、周りの景観や空間構成まで整えるのが道路の役割ではないか。
- ・道路の管理という観点から、周辺の景観まで含めて対策すべき

2. 生活に密着した道路整備

（歩行者・自転車関係）

- ・本来の交通機能を確保するため道路整備をした上で、既存の道路を歩行者・自転車・車に再配分することが必要。
- ・生活道路を「歩行者専用道路」にして条件つきで車両の通行を認めるなど、安全や環境等の観点から自動車流入を制限すべき。
- ・自転車の走行空間に物が置かれたりして使えないことへの対応も必要。
- ・歩行者・自転車・地域公共交通に道路空間を再配分するに当たっては、合意形成の仕組みを法制度で位置付けることが必要。
- ・生活道路の確保のために、県と市町村とで分かれている道路の管理区分等を柔軟に見直すことが必要。
- ・通過交通に悪影響が出る可能性も考慮することが必要。

（軌道事業関係）

- ・軌道事業の抱える課題について道路の観点からの検討をすべき。
- ・軌道敷及びその外側の一定部分については、自動車と共用しているにもかかわらず軌道事業者が管理することになっており、道路管理者も修繕・維持を担当すべき。
- ・軌道事業の厳しい経営状況に鑑み、上下分離など多様な運営形態を許容すべき。また、事業運営に関し地方自治体との連携も必要。

3. 公共空間としての道路の利活用

(道路空間の立体的利用)

- ・土地利用の多層化と都市施設への対応のために立体的な視点での道路空間利用を考えることが重要。
- ・道路空間の立体的利用については、大規模床の確保、指定容積率の有効利用、既存都市高速道路の市街地環境への貢献等のニーズが現実存在する。
- ・既存道路の上空を活用するために通行機能を残しつつ道路法上廃道とする手法は明らかにおかしく、道路法の規定が現実のニーズに合っていない。

(道路占用制度の見直し)

- ・道路は様々なものを包含できる貴重な公共空間であり、単なる通行ではない案件に関する道路占用の在り方を改めるべき。
- ・道路占用のローカルルールをつくる際にはガイドラインは必要。また、地方公共団体へ包括許可をする場合には、最終的な責任の所在を整理することが必要。
- ・道路空間の利活用の多様化・柔軟化については、道路交通の優先性や安全性確保との調整が必要。
- ・公共空間たる道路を独占排他的に占用して営利を追求することについての考え方の整理が必要。

(にぎわい創出)

- ・街のにぎわい創出のためには、歩行者・自転車等の交通流や駐車場の位置等を計画的に検討すべき。
- ・にぎわい創出のための取組みを、一時的ではなく本格的に継続する仕組みが重要。

4. その他

- ・道路法制の見直しに当たっては、環境の保全に配慮することに加えて、手続面や計画面まで踏み込んで規定すべき。
- ・合理的に公共性判断をするため、地域にとって最適な公益判断をどういう手続を経るのが望ましいのか自体をルール化する必要がある。
- ・複数の道路管理者が存在するエリアに対してどのように一元的に管理するかが重要。